

# 「神戸西部 3 都ワンデーマーチ（仮称）」企画及び運營業務委託 公募型プロポーザル募集要項

## 1 目的

神戸市街地西部 3 地域（新長田・兵庫津・新開地）（以下、「3 都」という。）に点在する史跡や町並みなどの見どころを巡るウォークイベント「神戸西部 3 都ワンデーマーチ（仮称）」の企画及び運営を行なう業者等を募集する。

## 2 募集内容

「神戸西部 3 都ワンデーマーチ（仮称）」企画及び運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で示す「ウォークイベント」「連携賑わいイベント」「デジタルスタンプラリー」の各イベントの企画提案項目について自由に企画提案を行うこと。また、それぞれの運営実施項目については着実に効率的な実施を行うこと。

## 3 事業実施期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 25 日（金）までとする。

## 4 事業委託の経費

5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

上記金額の範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案するものとする。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。

## 5 応募者の資格

本件に参加することができる資格を有する者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 当該業務に関する専門知識・ノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための人的基盤、経営基盤を有していること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税についての滞納のない者
- (4) 政令第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者
- (5) 応募書類の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (8) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと

## 6 応募手続

- (1) 募集要項等の関係書類の配布

令和3年9月14日（火）から令和3年10月13日（水）までの間に、兵庫県ホームページ（神戸県民センターの新着情報欄）からダウンロードする。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/area/kobe/index.html>

募集要項等の郵送、メール送信などを希望する場合は、事務局に電話連絡またはメールのうえ手続を開始すること。

## （2）参加申込書等の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、参加申込書（様式1）、応募者の概要（様式2）を次のとおり提出すること。

- ① 提出部数 正副各1部
- ② 提出先 12に記載の事務局まで
- ③ 提出方法 郵送又は持参による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）
- ④ 提出期限 令和3年9月14日（火）～令和3年9月22日（水）（午後5時必着）

## （3）応募書類の提出

### ア 応募書類

- ① 企画提案申込書（様式3）
- ② 直近の県に納付すべき県税、消費税及び地方消費税の納税証明書（兵庫県税納税証明書（3）、消費税納税証明書 その3）
- ③ 会社概要等応募者の概要を説明する書類（様式任意）
- ④ 法人の役員等名簿（様式任意）

※ 応募資格5の（8）の該当の有無について警察関係者に照会する場合がある。

- ⑤ 企画提案書、業務における組織体制と進め方、スケジュール（様式4）
- ⑥ 経費見積書（様式任意）

（用紙はA4版、片面印刷で統一すること。なお、A3版での作成も可とするが、その場合はA4サイズに折り込むこと。）

- イ 提出部数 6（3）ア①～⑥を1冊にして8部（正本1部、副本7部）
- ウ 提出先 12に記載の事務局まで
- エ 提出方法 郵送または持参による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）
- オ 提出期限 令和3年9月29日（水）～令和3年10月13日（水）（午後5時必着）

## 7 質問の受付及び回答

### （1）質疑

令和3年9月14日（火）から令和3年9月22日（水）午後5時までの間に事務局に電子メール等（様式は任意）により提出すること。なお、質疑の際には電話で到着を確認すること。

### （2）回答

令和3年9月29日（水）午後5時までに応募者全員に回答する。

なお、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある（その場合は期限までに回答できない旨の連絡をする）。

## 8 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

## 9 応募書類の取り扱い

応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

応募書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者には返却しない。

応募書類の内容について、公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することがある。

## 10 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 審査委員会を設置のうえ、応募者の資格及び以下の項目について審査し、当選者を選定する。

ア 本業務の全体に関する基本方針、方向性

イ 本業務の目的や課題を踏まえた実施内容や方法

ウ 本業務の業務実施スケジュール

エ 本業務の実施体制

オ 参考となる実績（完了年度は問わない）

カ 本業務に必要な業務の見積書

(2) 原則として全応募者にプレゼンテーション等を求める。

(3) 上記プレゼンテーションは、令和3年10月下旬に神戸県民センターにおいて実施予定であり、応募者に別途通知する。

(4) 審査結果については、応募者全員に文書で通知する。

(5) 委託する業務内容については、提出資料の内容や審査結果等をもとに、県と協議のうえで詳細決定する。その際、企画内容や金額を一部変更する場合がある。

## 11 その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 応募書類に虚偽又は違法な行為の記載がある場合

イ 5に定める応募資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 選定業者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 12 事務局

兵庫県神戸県民センター県民交流室県民・産業振興課（産業振興担当）

653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32（新長田合同庁舎7階）

電話 078-647-9088 ファックス 078-642-1018

メール kobe\_kem@pref.hyogo.lg.jp